

指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第78号

指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第6条－第39条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条－第42条）

第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第43条－第47条）

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 基本方針（第48条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第49条－第57条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第58条・第59条）

第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第60条－第63条）

第4章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針（第64条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第65条－第75条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第76条－第78条）

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 基本方針（第79条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第80条－第85条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第86条・第87条）

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 基本方針（第88条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第89条－第94条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第95条・第96条）

第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針（第97条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第98条－第108条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第109条－第112条）

第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第113条－第116条）

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 基本方針（第117条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第118条－第124条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第125条－第128条）

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針（第129条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第130条－第143条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第144条－第151条）

第4節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第152条・第153条）

第2款 設備及び運営に関する基準（第154条－第160条）

第3款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第161条－第165条）

第5節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条－第172条）

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 基本方針（第173条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第174条－第182条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第183条－第189条）

第4節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第190条・第191条）

第2款 設備及び運営に関する基準（第192条―第197条）

第3款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第198条―第202条）

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第203条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第204条―第218条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第219条―第225条）

第4節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第226条・第227条）

第2款 設備及び運営に関する基準（第228条―第235条）

第3款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第236条・第237条）

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針（第238条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第239条―第249条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第250条―第252条）

第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第253条・第254条）

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針（第255条）

第2節 設備及び運営に関する基準（第256条―第263条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第264条―第266条）

第14章 補則（第267条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。
- (2) 指定介護予防サービス事業者 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。
- (3) 指定介護予防サービス 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。
- (4) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (5) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (6) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定に基づき介護予防サービス費が利用者に代わり指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- (7) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。

(指定介護予防サービス事業者の要件)

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第4条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護予防サービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携の確保に努めなければならない。

第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針

第5条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定介護予防訪問介護事業所に置くべき訪問介護員等の員数等)

第6条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項の政令で定める者をいう。以下この節及び次節において同じ。）の員数等は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

（管理者）

第7条 指定介護予防訪問介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

（設備、備品等）

第8条 指定介護予防訪問介護事業所には、指定介護予防訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条に規定する指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき前項の重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項において「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、第2項の規定に基づき第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法により当該利用申込者又はその家族の承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、同項の利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による第1項の重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（指定介護予防サービスの提供を行う事業所が通常時に当該指定介護予防サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）への連絡、他の適当な指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、当該指定介護予防訪問介護の提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、法第19条第2項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第13条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第15条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第16条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画（以下「介護予防サービス計画」という。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により介護予防サービス費の支給を受けることができる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第18条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供したときは、当該指定介護予防訪問介護の提供の日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態を悪化させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の職務)

第26条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める職務

(運営規程)

第27条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(介護等の総合的な提供)

第28条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第29条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第30条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第31条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第27条に規定する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第32条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情解決)

第35条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定に基づき市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号に規定する指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第36条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、省令に規定する措置等を講じなければならない。

(会計の区分)

第38条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

第40条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防訪問介護の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定介護予防訪問介護の提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加について適切な働きかけを行うよう努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第5条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成すること。

2 前項各号に掲げるもののほか、訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、規則で定める。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)

第42条 指定介護予防訪問介護の提供は、省令に規定する事項に留意して行わなければならない。

第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(基準該当介護予防訪問介護事業所に置くべき訪問介護員等の員数等)

第43条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪

問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項の政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数等は、省令に規定するところによる。

（管理者）

第44条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

（設備、備品等）

第45条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、基準該当介護予防訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第43条に規定する基準該当訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第46条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第41条第1項第2号の介護予防訪問介護計画の実施状況等を踏まえ、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第47条 第1節、第2節（第6条から第8条まで、第16条、第21条第1項、第23条、第28条並びに第35条第5項及び第6項を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「第43条に規定する基準該当介護予防訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 基本方針

第48条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第49条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節及び次節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

第51条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、指定介護予防訪問入浴介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定居宅サービス等基準条例第49条に規定する指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第51条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第52条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第53条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の職務)

第54条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理、指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係

る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者に第52条から第59条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

第56条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第57条 第9条から第20条まで、第22条、第24条及び第29条から第38条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第55条」と、第30条第2項中「設備、備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第58条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第59条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第48条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員（保健師、看護師及び准看護師をいう。）1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの職員のうち1人を当該指定介護予防訪問入浴介護におけるサービス提供責任者とすること。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

2 前項各号に掲げるもののほか、介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、規則で定める。

第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(基準該当介護予防訪問入浴介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第60条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

第62条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第60条に規定する基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで、第52条（第1項を除く。）及び第53条から第56条まで並びに第1節及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第30条第2項中「設備、備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針

第64条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

（指定介護予防訪問看護事業所に置くべき看護師等及びその員数等）

第65条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師、准看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）及びその員数等は、省令に規定するところによる。

（管理者）

第66条 指定介護予防訪問看護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

（設備、備品等）

第67条 指定介護予防訪問看護ステーション（病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。）には、指定介護予防訪問看護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、指定介護予防訪問看護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、指定介護予防訪問看護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定居宅サービス等基準条例第65条に規定する指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第67条第1項及び第2項に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（サービス提供困難時の対応）

第68条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡、他の適当な指定介護予防訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第69条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提

供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第70条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第71条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第72条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当をするとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い、その指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

第74条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第75条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで及び第54条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第73条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第76条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防訪問看護の提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定介護予防訪問看護の提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるように適切な働きかけを行うよう努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第77条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第64条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - (2) 看護師等(准看護師を除く。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための指介護予防訪問看護の具体的な内容、指定介護予防訪問看護の提供等を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出すること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、規則で定める。

(主治の医師との関係)

第78条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2項の規定による文書による主治の医師の指示は、主

治の医師から口頭で指示を受けた事項を診療録その他の診療に関する記録に記載することをもって代えることができる。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

第79条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

（指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に置くべき職員）

第80条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、省令に規定するところにより、職員を置かなければならない。

（設備、備品等）

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第82条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第82条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅に

において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

第84条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第85条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第83条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第86条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションが、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加について適切な働きかけを行うよう努めなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な内容、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成すること。

2 前項各号に掲げるもののほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、規則で定める。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 基本方針

第88条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

（指定介護予防居宅療養管理指導事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第89条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）及びその員数等は、省令に規定するところによる。

（設備、備品等）

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等（指定介護予防訪問看護ステーション及び指定居宅サービス等基準条例第66条第1項に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅サービス等基準条例第91条に規定する指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅サービス等基準条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されてい

る場合については、指定居宅サービス等基準条例第92条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第91条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

第93条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第94条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第92条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第95条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定介護予防居宅療養管理指導の提供に努めなければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対する介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
 - (2) 利用者に対し提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。
- 2 薬剤師、歯科衛生士及び管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
 - (2) 利用者に対し提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。
- 3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
 - (2) 利用者に対し提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。
- 4 前3項に定めるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、規則で定める。

第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針

第97条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立

した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定介護予防通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第98条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節及び次節において「介護予防通所介護従業者」という。）及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第99条 指定介護予防通所介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

第100条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び指定介護予防通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、規則で定める。

3 第1項に規定する設備は、専ら指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護予防通所介護事業者が指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第101条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者

に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第102条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第103条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供することができるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに、介護予防通所介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第104条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第105条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該機関との連携に係る体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第106条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第107条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければ

ばならない。

(準用)

第108条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第38条まで及び第54条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第102条」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第109条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護が、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔の機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防通所介護の提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定介護予防通所介護の提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加について適切な働きかけを行うよう努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第110条 介護予防通所介護従業者の行う指定介護予防通所介護の方針は、第97条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - (2) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防通所介護の具体的な内容、指定介護予防通所介護の提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成すること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、介護予防通所介護従業者の行う指定介護予防通所介護の方針は、規則で定める。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)

第111条 指定介護予防通所介護の提供は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。

(1) 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な指定介護予防通所介護の提供に努めること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(安全管理体制等の確保)

第112条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時の対応のためのマニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めおかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者の転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(基準該当介護予防通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第113条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。
(管理者)

第114条 基準該当介護予防通所介護事業所は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

第115条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び基準該当介護予防通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、基準該当介護予防通所介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

4 基準該当介護予防通所介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第132条に規定する基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営され

ている場合については、指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第116条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条から第38条まで及び第54条並びに第1節、第2節(第98条から第100条まで、第101条第1項及び第108条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第116条において準用する第102条」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 基本方針

第117条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定介護予防通所リハビリテーション事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第118条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(設備の基準)

第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、利用者のために確保されている食堂(リハビリテーションの用に供されるものに限る。))を含む。)であって、3平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定居宅サービス等基準条例第137条に規定する指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定居宅サービス等基準条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第138条第1項及び第2項に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者等の職務)

第120条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、職務の代行をさせることができる。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は管理者の職務を代行する者は、介護予防通所リハビリテーション従業者にこの節（第118条及び第119条を除く。）及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(衛生管理等)

第122条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第123条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第124条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第69条、第101条及び第103条から第105条までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第121条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第125条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションが、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定介護予防通所リハビリテーションの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加について適切な働きかけを行うよう努めなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第126条 介護予防通所リハビリテーション従業者の行う指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - (2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他の専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、指定介護予防通所リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な内容、指定介護予防通所リハビリテーションを行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成すること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、介護予防通所リハビリテーション従業者の行う指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、規則で定める。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第127条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(安全管理体制等の確保)

第128条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時の対応のためのマニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針

第129条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(利用定員等)

第132条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）において、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う場合にあっては、この限りでない。

- 2 併設事業所（特別養護老人ホーム、老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、病院、診療所、介護老人保健施設又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。）の場合又は第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項において「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）と指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所を除く。）とが併設され一体的に運営されている場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定居宅サービス等基準条例第148条に規定する指定短期入所生活介護事業者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第150条第1項及び第2項に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備、備品等）

第133条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、第2号から第4号まで、第7号、第9号及び第12号から第15号までに掲げる設備の全部又は一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所

- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室

4 併設事業所にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がない場合は、当該併設本体施設の前項第2号から第15号までに掲げる設備を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、第3項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 第3項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- (2) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- (3) 日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項、防災等について十分考慮すること。

7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第151条第1項から第7項までに定める基準を満たしていることをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第134条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第139条に規定する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始の手続について準用する。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第135条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 前号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 前項各号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた利用者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(緊急時等の対応)

第138条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(定員の遵守)

第140条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(地域との連携等)

第141条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等を行う団体との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第142条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第143条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第54条、第103条、第105条及び第106条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第139条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項及び第105条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第144条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携

を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定介護予防短期入所生活介護の提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加について適切な働きかけを行うよう努めなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第145条 介護予防短期入所生活介護従業者の行う指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第129条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防短期入所生活介護の具体的な内容、指定介護予防短期入所生活介護の提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成すること。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、介護予防短期入所生活介護従業者の行う指定介護予防短期入所生活介護の方針は、規則で定める。

(介護)

第146条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定めるところにより、利用者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第147条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第148条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第149条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員（看護師及び准看護師をいう。）は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び支援)

第150条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第151条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養及び娯楽のための設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第4節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第152条 第1節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章及び附則第15項において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第153条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営

むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備及び運営に関する基準

(設備、備品等)

第154条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、第2号から第7号までに掲げる設備の全部又は一部を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室

4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第132条第1項ただし書に規定する特別養護老人ホームに該当するユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定

める条例（平成24年岩手県条例第73号）第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第3項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームに必要な設備を有することをもって足りるものとする。

6 第3項第1号のユニットの基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁により、利用者同士の視線が合うことのないような構造となっていること。

オ 日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項、防災等について十分考慮すること。

(2) 共同生活室

ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状とすること。

イ 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

ウ 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

ア 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

イ 要支援者の使用に適したものとすること。

(4) 便所

ア 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

イ 要支援者の使用に適したものとすること。

- 7 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。
- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第171条第1項から第7項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第155条 第132条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

(利用料等の受領)

第156条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 前号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 前項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(勤務体制の確保等)

第158条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、省令に規定するところにより、職員を配置しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第159条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第160条 第134条、第135条、第137条、第138条及び第141条から第143条（第103条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第157条」と読み替えるものとする。

第3款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意点)

- 第161条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者がその有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
 - 3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の私生活に配慮して行われなければならない。

(介護)

- 第162条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じてそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
 - 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
 - 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

ならない。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第163条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第164条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第165条 第144条、第145条及び第148条から第150条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第145条第1項中「第129条」とあるのは「第153条」と、「前条」とあるのは「第165条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第166条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事

業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者及びその員数等)

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(利用定員等)

第169条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、利用定員(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を20人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第182条に規定する基準該当短期入所生活介護(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第185条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備、備品等)

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、第2号から第9号までに掲げる設備の全部又は一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所

- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 前項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- (2) 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。
- (3) 日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項、防災等について十分考慮すること。

3 前2項に定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第186条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防通所介護事業所等との連携等)

第171条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び当該事業所等への支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第172条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで、第54条、第103条、第105条、第106条及び第129条並びに第2節（第130条から第133条まで、第136条第1項及び第143条を除く。）及び第3節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第31条中「第27条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第145条第1項中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員（看護師及び准看護師をいう。）」とあるのは「看護職員（看護師及び准看護師をいう。）」と読み替えるものとする。

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 基本方針

第173条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

（指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき従業者の員数等）

第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数等は、省令に規定するところによる。

（設備に関する基準）

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第76号）第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第77号）第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
 - (3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
 - (4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。
 - ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人当たり6.4平方メートルとすること。
 - イ 食堂及び浴室を有すること。
 - ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定居宅サービス等基準条例第190条に規定する指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介

介護予防短期入所療養介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第191条第1項及び第2項に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(対象者)

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第177条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 前号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 前項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた利用者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(定員の遵守)

第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第181条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第182条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第54条、第103条、第105条、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第179条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

第183条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定介護予防短期入所療養介護の提

共に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加について適切な働きかけを行うよう努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

第184条 介護予防短期入所療養介護従業者の行う指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第173条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防短期入所療養介護の具体的な内容、指定介護予防短期入所療養介護の提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成すること。

2 前項各号に掲げるもののほか、介護予防短期入所療養介護従業者の行う指定介護予防短期入所療養介護の方針は、規則で定める。

(診療の方針)

第185条 医師の診療の方針は、省令に規定するところによる。

(機能訓練)

第186条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第187条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、規則で定めるところにより、利用者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介

護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第188条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 利用者の食事は、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第189条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーションを行うよう努めるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第4節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第190条 第1節から前節まで(第174条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この章及び附則第30項において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第191条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備及び運営に関する基準

(設備の基準)

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること。

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施

設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第193条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 前号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 前項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

（運営規程）

第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第195条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、省令に規定するところにより、職員を配置しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者）に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第197条 第176条、第178条、第181条及び第182条（第103条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第182条中「第179条」とあるのは「第194条」と読み替えるものとする。

第3款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意点)

第198条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の私生活に配慮して行われなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第199条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術を

もって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状、心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第200条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好しやうを考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第201条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好しやうに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第202条 第183条から第186条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第184条第1項中「第

173条」とあるのは「第191条」と、「前条」とあるのは「第202条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第203条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければならない。

3 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第4節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うものとする。

第2節 設備及び運営に関する基準

（指定介護予防特定施設に置くべき従業者及びその員数等）

第204条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）及びその員数等は、省令に規定するところによる。

（管理者）

第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

（設備の基準）

第206条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、指定介護予防特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防特定施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。

（1）一時介護室（一時的に利用者移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この章において同じ。）

- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 食堂
- (5) 機能訓練室

4 指定介護予防特定施設の介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。

- ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
- イ 私生活に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
- ウ 地階に設けてはならないこと。
- エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 指定介護予防特定施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の設備の基準は、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）に規定するところによる。

8 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定居宅サービス等基準条例第217条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス等基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第220条第1項から第7項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第207条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第213条に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の事由を定めてはならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始の手続について準用する。
(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第208条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院を要する者であること等により入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。
(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第209条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）である指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及び当該利用者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村（法第41条第10項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に提出しなければならない。
(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の記録)

第210条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的な内容等を記録しなければならない。
(利用料等の受領)

第211条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、その利

用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
(身体的拘束等の禁止)

第212条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた利用者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(運営規程)

第213条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(勤務体制の確保等)

第214条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(協力医療機関等)

第215条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
(地域との連携等)

第216条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等を行う団体との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
(記録の整備)

第217条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。
(準用)

第218条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条及び第106条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第213条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針)

第219条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること

その他の方法により、利用者の主体的な事業への参加について適切な働きかけを行うよう努めなければならない。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

第220条 介護予防特定施設従業者の行う指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、第203条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- (2) 計画の作成を担当する者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえ、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的な内容、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する上での留意点、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設入居者生活介護計画を作成すること。

2 前項各号に定めるもののほか、介護予防特定施設従業者の行う指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、規則で定める。

(介護)

第221条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、規則で定めるところにより、入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第222条 指定介護予防特定施設の看護職員（看護師及び准看護師をいう。）は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第223条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第224条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(準用)

第225条 第148条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第4節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第226条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第227条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければならない。

第2款 設備及び運営に関する基準

(指定介護予防特定施設に置くべき従業者及びその員数等)

第228条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。）及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備の基準)

第230条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、指定介護予防特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。

4 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

（1）居室は、次の基準を満たすこと。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするができるものとする。

イ 利用者の私生活に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

（2）浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

（3）便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

（4）食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造及び設備の基準については、建築基準法及び消防法に規定するところによる。

8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定居宅サービス等基準条例第239条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運用されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第242条第1項から第7項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第231条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防

サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「受託介護予防サービス事業所」という。）の名称、受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合を除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の事由を定めてはならない。
- 3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による入居及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始の手続について準用する。

（運営規程）

第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第233条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により契約を締結しなければならない。

- 2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）でなければならない。
- 3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法

により、サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- 6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第234条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第235条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条、第106条、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第232条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第33条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条第2項及び第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第3款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(受託介護予防サービスの提供)

第236条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、受託介護予防サービス事業者に、当該受託介護予防サービスを提供した日時、時間、当該受託介護予防サービスの具体的な内容等を文書により報告させなければならない。

(準用)

第237条 第219条、第220条、第223条及び第224条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第220条第1項第2号中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の第228条に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び第226条に規定する受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針

第238条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数等)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

第241条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材その他の指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、第246条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項に規定する設備及び器材の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定居宅サービス等基準条例第250条に規定する指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定居宅サービス等基準条例第249条に規定する指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第252条第1項及び第2項に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第242条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料の全部又は一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(運営規程)

第243条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(適切な研修の機会の確保)

第244条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第245条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第246条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等に応じ適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約において保管又は消毒を適切な方法により行うことを定めなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
(掲示及び目録の備付け)

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選定に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所内に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。
(記録の整備)

第248条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
(準用)

第249条 第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第54条並びに第103条第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第243条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供の日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「福祉用具の種目、品名」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の提供」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第250条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定介護予防福祉用具貸与の提供に努めなければならない。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得ること。

(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、規則で定める。

(介護予防福祉用具計画の作成)

第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための指定介護予防福祉用具貸与の具体的な内容、指定介護予防福祉用具貸与の提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、第255条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して当該介護予防福祉用具貸与計画の内容について説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成したときは、当該介護予防福祉用具貸与計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づく介護予防福祉用具貸与の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を介護予防福祉用具貸与の提供に係る介護予防サービス計画を作成した法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数等)

第253条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数等は、省令に規定するところによる。

(準用)

第254条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで及び第54条並びに第103条第1項及び第2項並びに第1節、第2節（第239条、第242条第1項及び第249条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供の日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針

第255条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数等)

第256条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

第258条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定居宅サービス等基準条例第267条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定居宅サービス等基準条例第266条に規定する指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第269条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(サービスの提供の記録)

第259条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、当該指定特定介護予防福祉用具販売の具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(購入に要した費用の額等の受領)

第260条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、法第56条第3項に規定する現に当該指定特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要となる書類等の交付)

第261条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額（以下「販売費の額」という。）の支払を受けた場合は、規則で定める事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

(記録の整備)

第262条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第263条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第54条、第103条第1項及び第2項、第243条から第245条

まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「相談又は適切な助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の提供」と、第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条第1項中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

第264条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たらなければならない。
- 4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定特定介護予防福祉用具販売の提供に努めなければならない。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第265条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、第255条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、利用者に個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
 - (2) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、規則で定める。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第266条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための指定介護予防福祉用具販売の具体的な内容、指定介護予防福祉用具販売の提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、第252条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作

成しなければならない。

2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成したときは、当該特定介護予防福祉用具販売計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

第14章 補則

第267条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定居宅サービス等基準条例附則第2項の適用を受けている指定居宅サービス等基準条例第148条に規定する指定短期入所生活介護事業所において指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第133条第6項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号）附則第3条の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第154条第6項第2号イ中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

4 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。

- (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- 5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 7 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 8 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。
- (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。
- (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 10 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 11 指定居宅サービス等基準条例附則第10項の規定の適用を受けている有料老人ホームについては、第206条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。
- 12 平成18年4月1日以前から存する指定特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所にあつては、第206条第4項第1号ア及び第230条第4項第1号アの規定は、適用しない。
- 13 平成18年4月1日以前から存する養護老人ホーム（同日において建築中であつたものを含む。）については、第230条第4項第1号アの規定は、適用しない。

い。

- 14 平成23年9月1日以前から指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第7条の規定による改正前の省令（以下「旧省令」という。）第167条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であるもの（同日において改修中、改築中又は増築中の指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、同日後に同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所となるものを含む。）については、同日後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第28項までに定める基準によることができる。
- 15 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（旧省令第165条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下この項から附則第27項までにおいて「ユニット部分」という。）にあつては第153条に、ユニット部分以外の部分にあつては第129条に定めるところによる。
- 16 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の設備、備品等は、ユニット部分にあつては第154条に、ユニット部分以外の部分にあつては第133条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一設備をもって、ユニット部分及びユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 17 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定居宅サービス等基準条例附則第18項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定居宅サービス等基準条例附則第17項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例附則第18項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。
- 18 第132条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。
- 19 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第156条に、ユニット部分以外の部分にあつては第136条に定めるところによる。
- 20 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 21 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者における勤務の体制の確保等は、ユニット部分にあつては第158条に、ユニット部分以外の部分にあつては第143条において準用する第103条に定めるところによる。
- 22 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第159条に、ユニット部分以外の部分にあつては第140条に定めるところによる。
- 23 第134条、第135条、第137条、第138条、第141条から第143条（第103条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第139条」とあるのは「附則第20項」と読み替えるものとする。

- 24 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、第161条に定めるところによる。
- 25 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては第162条に、ユニット部分以外の部分にあつては第146条に定めるところによる。
- 26 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の食事の提供は、ユニット部分にあつては第163条に、ユニット部分以外の部分にあつては第147条に定めるところによる。
- 27 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第164条に、ユニット部分以外の部分にあつては第151条に定めるところによる。
- 28 第144条、第145条及び第148条から第150条までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第145条第1項中「第129条」とあるのは「附則第15項」と、「前条」とあるのは「附則第28項において準用する前条」と読み替えるものとする。
- 29 平成23年9月1日以前から指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、旧省令第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（同日において改修中、改築中又は増築中の指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、同日後に同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。）であるものについては、同日後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第43項まで定める基準によることができる。
- 30 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（旧省令第216条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下この項から附則第42項までにおいて「ユニット部分」という。）にあつては第191条に、ユニット部分以外の部分にあつては第173条に定めるところによる。
- 31 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第192条に、ユニット部分以外の部分にあつては第175条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 32 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定居宅サービス等基準条例附則第32項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定居宅サービス等基準条例附則第31項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例附則第32項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。
- 33 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第193条に、ユニット部分以外の部分にあつては第177

条に定めるところによる。

- 34 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 35 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の勤務の体制の確保は、ユニット部分にあっては第195条に、ユニット部分以外の部分にあっては第182条において準用する第103条に定めるところによる。
- 36 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第196条に、ユニット部分以外の部分にあっては第180条に定めるところによる。
- 37 第176条、第178条、第181条及び第182条（第103条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第182条中「第179条」とあるのは、「附則第34項」と読み替えるものとする。
- 38 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針は、第184条に定めるところによる。
- 39 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、第198条に定めるところによる。
- 40 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあっては第199条に、ユニット部分以外の部分にあっては第187条に定めるところによる。
- 41 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の食事の提供は、ユニット部分にあっては第200条に、ユニット部分以外の部分にあっては第188条に定めるところによる。
- 42 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第201条に、ユニット部分以外の部分にあっては第189条に定めるところによる。
- 43 第183条、第185条及び第186条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。
（東日本大震災復興特別区域法による介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例）
- 44 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号）第9条に規定する介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものと知事が認めるものに対する第81条第1項の規定の適用については、平成29年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設であって、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の」とあるのは、「指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の」とする。